



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
広島県	「ひろしまの森に木づかう家」融資制度	施主が県産材住宅を新築、改築又は増築するため、住宅ローンを利用した場合、民間金融機関から通常よりも低利な融資制度が受けられる。	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/1245145721922.html	農林水産局 林業課	082-513-3688
広島市	広島市住宅耐震診断補助制度(木造戸建住宅)	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ4万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1228090976236/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住宅耐震診断補助制度(分譲マンション)	分譲マンションに対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ133.3万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1228090976236/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住宅耐震改修設計補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震改修設計に係る費用の2/3かつ15万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1334641893023/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住宅耐震改修補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震改修工事に係る費用の23%かつ50万円(構造評点か0.4未満)又は30万円(構造評点か0.4以上0.7未満)を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1275299303501/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住まいのアドバイザー派遣制度	住宅のリフォームを検討する際に、中立的な立場の専門家「住まいのアドバイザー」を現地に派遣し、居住ニーズや生活スタイルの変化、身体状況等に応じた適切なアドバイスを行う制度。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1219643349320/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	高齢者等住宅改修費補助	高齢者等の日常生活の利便性の向上を図るため、住宅のバリアフリー化のための費用を補助。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1110522430285/index.html	健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課	市役所 082-504-2145 中区 082-504-2570 東区 082-568-7730 南区 082-250-4107 西区 082-294-6218 安佐南区 082-831-4941 安佐北区 082-819-0585 安芸区 082-821-2808 佐伯区 082-943-9729
広島市	障害者住宅改修費補助	障害者が居住する住宅を改修するために必要な費用の一部を補助する制度。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1271290495107/index.html	健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課	市役所 082-504-2148 中区 082-504-2588 東区 082-568-7734 南区 082-250-4132 西区 082-294-6346 安佐南区 082-831-4946 安佐北区 082-819-0608 安芸区 082-821-2816 佐伯区 082-943-9769
広島市	障害者住宅整備資金貸付	障害者の居住する住宅の増築、改築、改造に要する費用を貸付け。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1111041781701/index.html	障害福祉部 障害福祉課	082-504-2147
広島市	広島市耐震シェルター等設置補助	高齢者等に居住する戸建木造住宅に、耐震シェルター又は防災ベッドを設置する費用の1/2かつ12万5千円を限度に助成。また、合わせて感震ブレーカーを設置する場合に、設置費用の1/2かつ4万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1492482241196/index.html	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	住宅団地における住替え促進モデル事業(広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助)	住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者又は空き家に入居する子育て世帯が行うリフォーム工事費用の1/2かつ50万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1438511339843/#reform	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	住宅団地における住替え促進モデル事業(広島市子育て世帯住替え促進家賃補助)	住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、子育て世帯が空き家を賃借する家賃の1/2かつ2万円/月を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1438511339843/#reform	都市整備局 住宅部 住宅政策課	082-504-2292
広島市	“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助(空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり)	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会等が空き家等を活用して地域住民の交流の場となる拠点を創る場合に、リフォーム費用、家財道具処分費用、備品購入費用を50万円を限度に助成。	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1434002224342/index.html	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2125
広島市	空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が空き家等を活動・交流の場として活用している場合に活動・交流拠点を認定し、次の支援を行う。 ①活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ②認定を受けた空き家の家屋・土地の翌年度の固定資産税及び都市計画税を減免(全額)	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1445573784546/index.html	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2125
呉市	中国労働金庫融資(呉市提携融資制度)	呉市内在住又は勤労する者に対する融資制度。申込み及び融資の決定は、中国労働金庫呉支店で行う。	http://www.chugoku.rokin.or.jp/member/kariru/seikatsu_loan/teikei_top.html	産業部 商工振興課	0823-25-3814
呉市	木造住宅耐震診断事業	一部の経費を除き市が負担する。(併用住宅は住居部分が過半のものに限る。)	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513
呉市	木造住宅耐震改修助成事業	耐震改修に係る費用の23.0%(上限30万円)を補助。(国庫補助対象となる住宅であり、自己所有・自己居住用に限る。)	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受け付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
呉市	木造住宅耐震化啓発事業	木造住宅に関する耐震セミナー	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513
呉市	呉市移住希望者住宅取得支援事業	市外からの移住者が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：50万円 加算額：子育て世帯の場合 30万円 親世帯との近居の場合 10万円 島しょ部の場合 10万円	http://www.city.kure.hiroshima.jp/soshiki/46/zyuutakusyutokusien.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市新婚・子育て世帯定住支援事業	新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：30万円 加算額：親世帯との近居の場合 10万円	http://www.city.kure.hiroshima.jp/soshiki/46/kosodateasetainoteizyuusienzygyou.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市空き家家事道具等処分支援事業	市内の空き家内の家事道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録、または、宅地建物取引業者と媒介契約を締結する場合に、運搬費・処分費を助成する。 補助率：10/10	http://www.city.kure.hiroshima.jp/soshiki/46/akiyakazaidougusyobun.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市空き家解体ローン利子補給	所有者が空き家の解体に際し、金融機関から借り入れた融資に係る支払利子を補助。	http://www.city.kure.hiroshima.jp/soshiki/46/akiyakaitaironshihokuyuu.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市家庭用燃料電池(エネファーム)設置費補助金交付制度	次のすべての条件に当てはまる方に、1台当たり5万円を交付する。 ①市内の自らが居住する住宅に家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する個人又は家庭用燃料電池(エネファーム)が設置された市内の売住宅を購入し自ら居住する個人 ②本市の区域内に住所を有する個人又は単身赴任等で一時的に市外に居住している個人 ③呉市税を滞納していない個人	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/	環境部 環境政策課	0823-25-3304
呉市	呉市危険建物除却促進事業	呉市内に存する空き家で危険建物と認定された建物の所有者等が危険建物の解体をする場合の助成。(ただし、解体業者は呉市に本店等を有し、建築工事業若しくは土木工事業、とび・土工工事業の許可を有する業者又は解体工事業の届出を提出している業者に限る。)	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3515
呉市	母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)制度	母子、父子、寡婦の居住かつ所有する住宅の改築又は購入する場合の資金の貸付けを行う。	http://www.kure-kosodate.com/docs/2016032300016/	福祉保健部 子育て支援課	0823-25-3297
竹原市	重度障害者等日常生活用具等給付事業	居宅生活動作補助用具(障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)を、基準額の範囲内で自己負担額原則1割として支給するもの。 対象となるのは下肢、体幹機能又は運動機能に障害のある障害児・者又は難病患者等。(等級等によっては該当しない場合がある。)	http://www.city.takehara.lg.jp/kenkoufukushi/syougai/nichijousekakatuyougu.html	健康福祉課	0846-22-7743
竹原市	竹原市提携融資制度	竹原市内に居住する勤労者等に対して、勤労者の生活の安定と福祉の増進を図る。竹原市提携融資制度は、竹原市内に勤務または居住している勤労者等が対象。資金使途は、住宅費、教育費、冠婚葬祭費、介護器具購入費等。	http://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/koyou/jichitaiteikeiyuushi.html	産業振興課	0846-22-7745
竹原市	竹原市木造住宅耐震診断補助制度	市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅についての耐震診断に対して補助を交付する。	http://www.city.takehara.lg.jp/tosi/taishinnfile/taishinnkakekaku.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市木造住宅耐震改修補助制度	市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅についての耐震改修に対して補助を交付する。	http://www.city.takehara.lg.jp/tosi/taishinnfile/taishinnkakekaku.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業	小型浄化槽を設置する人に補助金を交付。	http://www.city.takehara.lg.jp/machitukuri/seikatukankyou/kankyou/hoiyokin.html	まちづくり推進課	0846-22-2279
竹原市	竹原市あんしん住宅改修助成事業	市民の住居内での負担軽減と事故防止など生活環境の向上を図るため、非課税世帯の住宅改修に要する費用の一部を市が補助する。	http://www.city.takehara.lg.jp/tosi/kosodatekoureisha/kosodatekoureisha.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市空き家改修定住支援事業	竹原市の空き家を取得して市内に移住しようとする方の住宅改修の費用の一部を助成することにより、居住環境の質の向上と定住促進を支援する。		都市整備課	0846-22-7749
三原市	木造住宅耐震診断事業	木造戸建住宅に対し、耐震診断を市が実施する。 申込者の負担金は1万円。	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/34/sidou3-2.html	都市部 建築指導課	0848-67-6122
三原市	木造住宅耐震改修補助事業	耐震改修に係る費用の23.0%(全体改修：上限60万円、一部改修：上限40万円、耐震シエーター設置：上限20万円)を補助する。 要件：国庫補助対象となる住宅に限る。	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/34/sidou3-2.html	都市部 建築指導課	0848-67-6122



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
三原市	小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、小型浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/sos-hiki/18/jyukasou.html	生活環境部 生活環境課	0848-67-6168
三原市	三原市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付制度	市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待される家庭用燃料電池システムの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/sos-hiki/18/201604011000.html	生活環境部 生活環境課	0848-67-6194
尾道市	木造住宅耐震診断費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震診断に係る費用の2/3を助成。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1886.html	都市部 建築課	0848-38-9245
尾道市	木造住宅耐震改修費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事に係る費用の23%を助成。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1887.html	都市部 建築課	0848-38-9245
尾道市	木造住宅耐震シェルター設置費補助事業	戸建木造住宅等に対し、耐震シェルター設置工事に係る費用の50%を助成。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1887.html	都市部 建築課	0848-38-9245
尾道市	小型浄化槽設置整備補助事業	小型浄化槽を設置する人に補助金を交付。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/34/1145.html	都市部 下水道課	0848-38-9232
尾道市	尾道市身体障害児・者住宅改修費給付等事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児・者、難病患者等が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修工事を給付する。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/21/2319.html	福祉保健部 社会福祉課	0848-38-9125
尾道市	老朽危険建物除却促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費の3分の2(最大60万円)の補助金を交付。(老朽危険建物に認定されたものに限る)	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1012.html	都市部 まちづくり推進課	0848-38-9225
尾道市	空き家再生促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2(最大30万円)の補助金を交付。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1010.html	都市部 まちづくり推進課	0848-38-9225
尾道市	沿道建造物等修景事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で沿道建造物などの所有者または管理者が、その沿道の建造物や工作物を修景整備する経費の3分の2(最大20万円)の補助金を交付。(道路美装化事業対象路線、古寺めぐりコース、参道及び他事業整備道路の沿道に限る)	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1011.html	都市部 まちづくり推進課	0848-38-9225
尾道市	まちなみ形成事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で、歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者が、建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更などの整備をする経費の3分の2(最大200万円)を助成する。(根拠資料・説明資料が必要)	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1009.html	都市部 まちづくり推進課	0848-38-9225
尾道市	尾道市建築物土砂災害対策改修促進事業	かけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建てている建築物の土砂災害対策改修費用の一部を補助する。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1892.html	都市部 建築課	0848-38-9420
尾道市	尾道市空家等活用促進モデル事業	空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設等として、地域活性化につながる新たな活用に供するため必要な住宅等の移転、増築又は改築にかかる経費の3分の2(最大250万円)の補助金を交付する。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/18910.html	都市部 建築課	0848-38-9347
尾道市	尾道市空家等改修支援事業	尾道市空き家バンクに登録している空家等の改修にかかる経費の3分の2(最大30万円)の補助金を交付する。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/18930.html	都市部 建築課	0848-38-9347
尾道市	尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業	特定空家等又は不良空き家の認定を受けた老朽化し危険な空家等の除却にかかる経費の3分の2(最大60万円)の補助金を交付する。	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/18917.html	都市部 建築課	0848-38-9347
福山市	空家等除却支援事業	福山市内に所在する空家等のうち危険家屋であるものの所有者で、危険家屋を除去し、その跡地を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に危険家屋の除却経費の1/3以内かつ30万円以内を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku/92612.html	建築部 住宅課	084-928-1102
福山市	空家等地域活用支援事業	福山市内に所在する空家等の所有者で、その空家等を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に、1小学校区あたり1回まで通算5回まで当該年度の固定資産税及び、都市計画税の合計額を12で除し、貸出月数を乗じて得た額を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku/92612.html	建築部 住宅課	084-928-1102



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受け付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
福山市	福山市子育て世帯等住宅改修費補助事業	福山市外から転入し、福山市に定住するために中古住宅を購入し改修工事を行う移住希望者(若年子育て世帯又は新婚世帯で5年以上居住する世帯)向けの事業で、改修費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku/92612.html	建築部 住宅課	084-928-1102
福山市	福山市木造住宅耐震診断費補助制度	1981(S56)年5月31日以前に着工された、2階建以下の戸建木造住宅に対する耐震診断について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/692.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震改修費補助制度	1981(S56)年5月31日以前に着工された、自ら居住する(または3月末までに居住することが確実である)2階建以下の戸建木造住宅に対する耐震改修について、耐震改修に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震シェルター設置費補助制度	木造住宅の耐震シェルター設置について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震ベッド設置費補助制度	木造住宅の耐震ベッド設置について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市かけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付(移転)	危険住宅の移転事業を行う者に対し補助金を交付	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/48842.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内にある住宅・建築物の改修補助	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/48842.html	建築部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	公共下水道などの整備予定がない区域で、みなし浄化槽または汲み取り便所を廃止し、同一敷地内に小型浄化槽を設置する方に対して要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/1568.html	環境部 環境保全課	084-928-1072
福山市	スマートハウス化支援事業	自ら居住する住宅で、太陽光発電システム、蓄電システム及びエネルギー管理システム(HEMS)を設置する方又はシステム付き住宅を購入する方に対して、1件あたり30万円を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/89370.html	環境部 環境総務課	084-928-1071
福山市	福山市鞆地区町並み保存整備推進事業補助金交付制度	鞆町伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等の修理等を行う方に対して、要する費用の一部を補助する。		文化観光振興部 文化振興課	084-928-1278
福山市	重度身体障がい者(児)日常生活用具住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者・児が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修工事費の一部を給付する。(障がい内容によっては該当しない場合があります。)	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/837.html	福祉部 障がい福祉課	084-928-1063
福山市	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	居宅で生活する要介護(要支援)認定者の手すり等の改修費	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/	介護保険課	084-928-1166
福山市	水洗便所改造資金融資あっせん制度	既存便所の改造に要する資金を、無利子で指定の金融機関から借りることができる融資あっせん制度です。(法人を除く。)	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/jouguesui/4909.html	上下水道局 工務部 給排水課	084-928-1532
福山市	水洗便所改造資金融資あっせん制度(集落排水区域内)	既存便所の改造に要する資金を、無利子で指定の金融機関から借りることができる融資あっせん制度です。(法人を除く。)		農林整備課	084-928-1035
福山市	母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)制度	母子、父子、寡婦の居住かつ所有する住宅の改築等又は購入する場合の資金の貸付けを行う。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/416.html	児童部 ネウホロ推進課	084-928-1053
府中市	府中市重度身体障害児・者日常生活用具給付事業	重度障害児・者が日常生活を営むのに著しく障害となる住宅で、段差解消などの住環境の改善を行なう場合、改修工事費を給付する。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/	地域福祉課	0847-43-7148
府中市	府中市高齢者・障害者住宅整備資金貸付	高齢者(概ね65歳以上の者)又は障害者(以下「高齢者等」という。)が自宅において自立した快適な生活ができるよう、高齢者等の専用居室等の住宅の整備(居室、台所、浴室、洗面所、便所、廊下、階段並びに玄関及びその周辺の増改築又は改造)をするために、必要な資金の貸付を行なう。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/	長寿支援課	0847-40-0222
三次市	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震診断)	S56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の2/3を助成	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/jutaku_m/kenchiku/taishin.jsp	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震改修)	S56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の1/3を助成	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/jutaku_m/kenchiku/taishin.jsp	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市リフォーム支援事業	市内業者に依頼し、住宅・店舗のリフォームを実施する場合に費用の1/10を助成	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou_m/syokou/reform_hojo.html	産業環境部 商工労働課	0824-62-6171
三次市	三次市提携融資制度	勤労者を対象とした住宅建設関連の融資制度	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou_m/syokou/kinrou-sya-yuushi.jsp	産業環境部 商工労働課	0824-62-6171



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受け付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
三次市	三次市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/jutaku_m/kenchiku/rokyukiken1.html	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	自ら居住する市内の住宅(併用住宅を含む)に住宅用太陽光発電システムを設置し、太陽電池の公称最大出力1kWあたり2万円(上限4kW 8万円)を補助する	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/kanryo_m/shinene/taiyoukou_hojyo28.html	環境政策課	0824-62-6136
三次市	三次市小型浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道や農業集落排水の事業認可を受けていない区域の専用住宅において、単独浄化槽や汲み取り便所を使用されている方が小型浄化槽を設置する場合、その経費の一部を補助する。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gesuidou_m/oshirase/jyokasohojyokinn.html	下水道課管理係	0824-62-6151
三次市	三次市排水設備改造資金融資あっせん利子補給	汲み取り便所・単独浄化槽から下水道に接続(または小型浄化槽への切り替え)をする際の改造資金について、市内金融機関へ融資をあっせんし、その利子を市が全額負担する。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gesuidou_m/oshirase/gesui.html	下水道課管理係	0824-62-6151
三次市	三次市空き家購入サポート事業補助金	三次市空き家情報バンク制度を通して物件を購入し、定住のために改修する場合の改修費の一部を補助。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/teiyu_m/oasis_miyoshi/news_2.html	定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129
三次市	Uターン者住宅・店舗改修事業補助金	実家の所有者がUターン者(市外に4年以上居住し転入される方、若しくは市外へ4年以上居住後転入されて1年以内の方)のために実家を改修する場合の改修費、または、実家の家業を継ぐ場合の店舗の改修費の一部を補助。 (住宅または実家店舗のいずれかを改修する場合は上限100万、両方を改修する場合は上限150万)	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/teiyu_m/oasis_miyoshi/u-turn.html	定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129
三次市	移住者住宅取得支援事業補助金	移住者(市外に4年以上居住し転入される方、若しくは市外へ4年以上居住後転入されて3年以内の方)の住宅取得に要する、次の費用の一部を補助。 ・住宅を新築した場合、または中古物件 ^{※1} を購入した場合の取得費 ・市内の既存建築物を解体し、住宅を新築する場合の解体費 ^{※2} 及び取得費 ・中古物件 ^{※1} を改修した場合の改修費 ※1 中古物件については、購入か改修かいずれかを補助。 ※2 解体のみでの利用は不可。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/teiyu_m/oasis_miyoshi/jyutaku-syutoku-sien_2.html	定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129
三次市	定住促進にかかる宅地購入・新築奨励金	移住者(市外に1年以上居住し転入される方、若しくは市外へ1年以上居住後転入されて3年以内の方)が住宅を新築した場合、住宅に関する固定資産税相当額を5年間奨励金として交付。 (市の所有する分譲地を購入し、住宅を新築した場合は土地も対象) ※移住者住宅取得支援事業との併用不可	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/teiyu_m/oasis_miyoshi/syorekin.html	定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129
三次市	空き家バンク家財等処分費用補助金	三次市空き家バンクに登録する(またはされている)物件について、所有者または制度を利用して入居される方が家財処分や清掃等委託された場合の費用を一部補助。	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/teiyu_m/oasis_miyoshi/news_2_2.html	定住対策・暮らし支援課	0824-62-6129
庄原市	庄原市高齢者等住宅整備資金利子補給補助金交付事業	高齢者世帯および障害者世帯の住宅改修(バリアフリー化)等にかかる住宅整備資金の利子補給を行う。(1世帯420万円の限度額あり。)		生活福祉部 高齢者福祉課	0824-73-1165
庄原市	庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付事業	地域木材の利用量による 2㎡以上5㎡未満10万円、5㎡以上10㎡未満20万円、10㎡以上20㎡未満40万円、20㎡以上60万円	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/ringyo/cat01/post_105.html	企画振興部 林業振興課	0824-73-1124
庄原市	庄原市木造住宅耐震診断費及び木造住宅耐震改修工事費補助事業	S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅に対し耐震診断に係る費用の2/3を助成(限度額：4万円)	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_381.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市木造住宅耐震診断費及び木造住宅耐震改修工事費補助事業	S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅に対し耐震改修に係る費用の1/3を助成(限度額：40万円)	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_381.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市住宅リフォーム支援事業	市内業者に依頼した30万円以上の住宅リフォームに対して、その経費の1/10を助成(限度額：10万円)	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_383.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1172
庄原市	庄原市建築物吹付けアスベスト除去工事等補助制度(分析調査等)	市内に存するアスベストの吹付けられた建築物(多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等)のアスベスト除去に係る分析調査の実施に要する費用を補助。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_380.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市建築物吹付けアスベスト除去工事等補助制度(除去工事等)	市内に存するアスベストの吹付けられた建築物(多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等)のアスベスト除去工事等に要する費用を補助。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_380.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
庄原市	庄原市建築物土砂災害対策改修工事補助制度	土砂災害特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する建築物(住宅・居室を有する建築物等)に対し、外壁等の改修や塀等の設置工事に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_379.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
大竹市	大竹市提携融資制度	大竹市内に居住または勤務する勤労者等に対して、中国労働金庫に市の資金を預託し、それを元に生活資金の融資を行う。		総務部 産業振興課	0827-59-2131
大竹市	大竹市小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付	市内全域(公共下水道事業の計画区域、農漁業集落排水施設の計画区域を除く)専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/joukasou.html	市民生活部 環境整備課	0827-59-2154
大竹市	大竹市木造住宅耐震診断補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高3万円を助成。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/taisinsindan.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震改修に係る費用の1/2かつ最高40万円を助成。 (段階的耐震改修については、30万円、耐震シェルター等設置工事については、12万5千円を限度とする) ※耐震シェルター等設置工事については、H30.6月より受付開始	(H30.6公開予定) http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/taisinkaishu.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)	住宅改修における対象部分に対し、上限額20万円のうち、原則、本人負担0.5割を除く額を給付する。ただし、介護保険受給者は、対象としない。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/	福祉課 障害福祉係	0827-59-2146
大竹市	大竹市住宅リフォーム補助事業	市内における個人住宅の質の向上と定住の促進を図るため、市内居住者及びその予定者に対して、住宅リフォームに要する費用の1/10以内かつ最高20万円を予算の範囲内で市が補助するもの。(耐震及び空き家住宅リフォームの場合は最高30万円) ※耐震及び空き家住宅リフォームについては、H30.6月から受付開始	(H30.6月から公開予定) http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/anshinjyuutakuri.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対し、土砂災害対策事業を活用して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を、市と共同で補助することにより、住民の「自助」の取組を支援し、砂防ダム等の整備までの間の土砂災害による危険から県民の生命の安全を確保するもの。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/kensetsu/toshikeikaku/gyomu/2/dosyataisaku.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市特定空家等除却補助事業	市民の生命・財産を守り、安全で安心な住環境の向上を図るため、市内の特定空家等に認定されている建物の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助するもの。 ※H30.6月から受付開始	(H30.6月公開予定) http://www.city.otake.hiroshima.jp/i/soshiki/kensetsu/toshikeikaku/gyomu/2/1522317391889.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
東広島市	東広島市提携融資制度	市内に勤務、又は居住する勤労者等に対して、中国労働金庫に市の資金を預託し、それを元に生活資金の融資を行い、もって勤労者の生活の安定と福祉の増進を図る。資金使途は、教育費、住宅費、医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費、東広島市墓園(「ひがしひろしま墓園」、「金口墓園」、「下河内墓園」、「陰地墓園」、「中屋谷第1墓園」、「中屋谷第2墓園」)の使用料等又は東広島市の下水道整備に伴う改築費用。	http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/ https://www.chugoku.rokin.or.jp/kariru/seikatsu_loan/teikei_top.php	産業部 産業振興課	082-420-0921 (申込、問い合わせは中国労働金庫西条支店へ)
東広島市	東広島市木造住宅耐震診断事業	対象となる住宅 ①S56.5.31以前に着工された住宅 ②東広島市内にある、2階建以下の木造住宅 ③自己所有で自ら居住する一戸建て住宅(長屋・併用住宅(住宅部分が延べ面積の1/2以上のもの)※賃貸住宅は対象外。 ④在来軸組構法で建築された住宅(ツーバイフォー住宅、プレハブ住宅、軽鉄骨住宅は対象外) その他要綱の条件を満たしたものに対して、耐震診断士を派遣し耐震診断を実施する。	(H30.5月から公開予定) http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kensetsu/4/8/5037.html	住宅課	082-420-0946
東広島市	東広島市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、小型浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付するもの	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/10/4020.html	環境対策課	082-420-0928



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
東広島市	東広島市スマートハウス化支援補助金	省エネルギー及び新エネルギーの活用を推進することにより、地球環境の保全に寄与するとともに、市民の環境保全に関する意識の高揚を図ることを目的に、予算の範囲内で、住宅のスマートハウス化を支援するもの。補助の対象となる設備は次のとおり。 ① 住宅用エネルギー管理システム(HEMS) ② 住宅用太陽光発電システム ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池) ④ 家庭用燃料電池システム(エネファーム) ⑤ 電気自動車充電設備(V2H) ※太陽光発電システム、蓄電池エネファーム、及びV2Hの補助については、HEMSと併せて設置すること、あるいはHEMSが既設であることが条件。	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kurashi/kankyohozen/1/6207.html	環境対策課 環境先進都市推進室	082-420-0406
東広島市	東広島市木造住宅耐震改修事業	次の住宅に対して、市が耐震改修に掛かる費用の23%(上限30万円)を補助する。 【対象となる住宅】 ①S56.6.1以前に着工された住宅(S56.6.1以降に増築・改築・大規模修繕または大規模模様替えをされている場合は対象とならない場合があります。) ②東広島市内にある2階建以下の木造住宅(ツウハイフォー住宅・プレハブ住宅・軽量鉄骨住宅は対象外。) ③自己所有で自ら居住する一戸建の住宅(長屋・併用住宅(住宅部分が延べ面積の1/2以上のもの)を含む)※賃貸住宅は対象外。 ④在来軸組構法または伝統的構法(主要な柱の径が14cm以上)により建築されたもの ⑤耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である住宅(耐震診断の方法は、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて建築士が診断したものに限りま	(H30.6月から公開予定) http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kensetsu/4/kaisyuu/13408.html	住宅課	082-420-0946
東広島市	障害者日常生活用具等給付事業(居宅生活動作補助用具)	障害による日常生活上の困難を改善するため、改修工事費の一部を給付する。(新築は対象外) 対象となるのは、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上の身体障害者	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/6/2/1880.html	健康福祉部 障害福祉課	082-420-0180
東広島市	東広島市新ストーブ・木質ペレットストーブ設置補助金	地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、市民の環境保全に関する意識の高揚を図ることを目的とし、特に木質バイオマスを活用した新ストーブ・木質ペレットストーブの設置に係る本体購入費及び設置工事費等について、予算の範囲内で支援するもの。	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/1/4046.html	環境先進都市推進室	082-420-0406
東広島市	東広島市空き家等対策事業費補助金	①空き家リフォーム支援 補助額：補助対象経費の1/3又は50万円 対象者：空き家購入者、賃貸者 対象場所：志和、福富、豊栄、河内、安芸津 対象経費：内外装、設備、屋根、水回り、一部改築、DIY ②空き家家財撤去支援 補助額：延床100㎡以下は10万円、100㎡超えは1㎡あたり500円加算(最大15万円) 対象者：空き家所有者、購入者、賃貸者 対象場所：志和、福富、豊栄、河内、安芸津 対象経費：自ら処分する場合の運搬料、一般廃棄物収集運搬業者委託費用 ③老朽危険空き家解体・除却支援 補助額：補助対象経費の1/3又は30万円 対象者：空き家所有者、法定相続人、所有者の同意を得た者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる処分手数料 ④空き家再生・活用支援 補助額：補助対象経費以内の額(2/3) 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：移転、増築、改築、取得、所有者特定に要する費用 ⑤空き家解体・跡地活用支援 補助率・額：補助対象経費以内の額(2/3) 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる処分手数料、損失補償費、所有者特定に要する費用	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kensetsu/4/kaisyuu/13408.html	住宅課	082-420-0946
廿日市市	木造戸建住宅耐震診断制度	戸建木造住宅に対し、耐震診断を市が実施する。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/19177.html	建設部 住宅政策課	0829-30-9187



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受け付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
廿日市市	日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	居宅生活動作補助用具(障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)を、基準額(20万円)の範囲で自己負担原則1割で支給するもの。所得の制限あり。※改修のみ対象(新築時は対象外)※借家の場合は、家主の許可が得られること。主な対象者として、下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって、1級、2級又は3級の者。※ただし、介護保険の介護給付が受けられる場合を除く。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/12129.html	福祉保健部 障害福祉課	0829-30-9152
廿日市市	合併浄化槽補助制度	公共下水道事業の策定区域、農業集落排水処理事業の計画区域及び団地浄化槽等の集合処理施設による処理区域を除く地域で、既存の専用住宅に設置されている汲み取り便所又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(新築及び建て替えは対象外)	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/97/12542.html	建設部 下水道課	0829-32-5490
廿日市市	木造住宅耐震改修補助事業	地震により倒壊の危険性のある木造の戸建住宅に対して、耐震改修工事及び耐震改修工事とあわせて実施するリフォーム工事にかかる費用の一部を補助する制度	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/19176.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金	空き家バンク登録物件として売買または賃貸借した住宅等に係る改修費の一部を補助する。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/23634.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
安芸高田市	障害者日常生活用具給付事業	在宅の身体障害者(下肢、体幹等の障害)の方や難病患者等の方が段差解消や手すりをつけるなど、小規模な住宅の改修を行う場合、改修工事費について基準額の範囲内で原則1割給付。利用者負担は、原則1割負担。ただし、世帯の課税状況に応じて負担上限額あり。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syakaihukusi/x887g986g419y270u9/	福祉保健部 社会福祉課	0826-42-5615
安芸高田市	障害者住宅整備資金補助事業	補助金の総額は、借入金額(限度額まで)と対象期間を市で定めた式で算出する。1年に1度、利子補給を行い、補助金の額は、借入金、平均返済額、補助金交付回数を市で定めた式により算出する。		福祉保健部 社会福祉課	0826-42-5615
安芸高田市	高齢者住宅整備資金補助事業	市内に居住する高齢者と、現に居住もしくは居住しようとする市内の居住者で、高齢者が居住する住宅の整備を目的として融資を受けた者に、予算の範囲内において、補助金を交付する。		福祉保健部 健康長寿課	0826-47-1281
安芸高田市	安芸高田市木造住宅耐震診断改修補助事業(耐震診断)	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断実施に要する費用の一部を、市の要綱に基づき交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/taishinjuutaku/	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
安芸高田市	安芸高田市木造住宅耐震診断改修補助事業(耐震改修)	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震改修に要する費用の一部を、市の要綱に基づき交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/taishinjuutaku/	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
安芸高田市	安芸高田市子育て・婚活住宅新築等補助金制度	安芸高田市に定住しようとする子育て世帯、又は安芸高田市結婚縁結び事業実施要綱に規定する結婚相談事業により結婚した世帯が、自ら居住するための住宅を市内建築業者等の施工、又は市内不動産業者等から購入する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/sumeruhogyo/	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
安芸高田市	安芸高田市空き家改修事業補助金制度	安芸高田市空き家情報バンクに登録されている空き家を市外の空き家利用希望者が購入・賃貸した物件で、空き家の所有者又は空き家利用希望者が安芸高田市内の業者により住宅改修をされた場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/main/	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
江田島市	江田島市定住促進事業補助金	定住を目的に江田島市へ転入された方で、自らが居住する家を新築、または空き家を購入された方に、費用の一部を助成。	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/821	交流観光課	0823-43-1632
江田島市	江田島市木造住宅耐震診断事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断を市が委託により実施する。	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3700	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	江田島市障害者住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度身体障害児・者が段差解消など住環境の改善を行う場合に改修工事費を給付する。		社会福祉課	0823-43-1638
江田島市	江田島市危険家屋除却事業費補助事業	市内に存する危険家屋の倒壊や瓦・外壁などの落下による市民への危険を防止するため、解体費用の一部を補助する。	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3585	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	江田島市木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅の耐震補強工事費用に対し、一部を補助する。	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3700	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	住宅用太陽光発電システム等普及促進事業	太陽光発電システムの設置又は太陽光システム付き住宅を購入をした者に対し、設備購入設置費用を助成する。		地域支援課	0823-43-1637



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
府中町	高齢者住宅改修費助成事業	在宅の要介護高齢者もしくは要介護となる恐れのある高齢者が住宅を高齢者向けに改修する場合の費用の一部を助成する	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/10/1723.html	高齢介護課	082-286-3256
府中町	木造住宅耐震診断補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の持ち家一戸建ての木造住宅を耐震診断する場合に、診断費用の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/21/8352.html	建築課	082-286-3174
府中町	木造住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の持ち家一戸建ての木造住宅を耐震改修する場合に、改修工事費用の一部を補助する。	https://www.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/21/8353.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業	中学3年生までの子どもまたは妊婦のいる世帯が、持ち家一戸建て住宅のリフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する。	https://www.fuchu.hiroshima.jp/site/kosodate/8458.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内にある住宅について、土砂災害に対する改修工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する。	https://www.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/21/7842.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町かけ地近接等危険住宅移転事業	かけ地付近の対象区域内にある住宅について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利子の一部を補助する。	https://www.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/21/7844.html	建築課	082-286-3174
海田町	木造住宅耐震診断補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震診断を行う者に対し、診断に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震改修を行う者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の二段階に分けて耐震改修を行う者に対し、一段階目の改修工事に掛かる費用の1/2(上限40万円)を補助、二段階目の工事に掛かる費用の1/2(上限額60万円-一段階目の補助額)を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、設置工事に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅・建築物に対し、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける等の改修を行なう者に対し、改修工事掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/17269.html	建設課	082-823-9209
海田町	海田町かけ地近接等危険住宅移転事業	かけ地付近の対象区域内にある住宅について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利子の一部を補助する。		建設課	082-823-9209
熊野町	熊野町木造住宅耐震診断費補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ2万円を限度に助成。	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1313451474893/index.html	開発指導課	082-820-5638
熊野町	熊野町子育て世代「住むならくまの」応援助成事業	子育て世代が、定住を目的として取得した居住用建物の取得費の2%(上限20万円)を限度に助成。(助成率の1%加算制度あり)	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1364348208264/index.html	開発指導課	082-820-5638
熊野町	熊野町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対し、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県と共同で補助することにより、住民の「自助」の取組を支援し、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するもの。		開発指導課	082-820-5638
坂町	坂町木造住宅耐震診断補助事業	S56年5月31日以前に着工された、戸建て住宅、併用住宅に対し耐震診断に対して、補助金の助成を行います(費用の2/3及び上限2万円)。	http://www.town.saka.lg.jp/sakacho/toshikeikaku/taisinnindannhojyoyogyu.htm	建設部 都市計画課	082-820-1513
安芸太田町	子育て世帯定住応援補助金	対象住宅の新築、中古住宅の購入または、対象住宅の改修についての費用を一部補助。町内産木材利用や12歳以下の子どもの同居する場合は、補助金額がさらに加算。 対象については、補助金申請日において夫婦のいずれかが満40歳以下または満12歳以下の子がいる世帯	http://www.akiota.jp/chiki/kosodatesetaiouen.html	地域づくり課	0826-28-2112
安芸太田町	Uターン世帯定住応援補助金	定住の意思をもって転入し、安芸太田町に在住する親族と同居する方を対象に町内業者施工による対象住宅の改修(100万円以上)に対し改修費の1/2を助成(上限85万円)	http://www.akiota.jp/chiki/u-tannsetaiteijyuouen.html	地域づくり課	0826-28-2112
安芸太田町	定住促進空き家活用事業	5年以上定住することが決まった空き家の改修費の1/2(上限75万円)を助成。ただし、2地域居住住宅は対象外	http://www.akiota.jp/sangyo/akiya-kaisyu.html	地域づくり課	0826-28-2112
安芸太田町	住宅改修助成金交付事業	町内の施工業者を利用して自己が所有し居住する住宅の修繕や増改築の工事を実施する者に、予算の範囲内において安芸太田町住宅改修助成金を交付し、地域経済の活性化及び町民の住環境向上に資することを目的とする	http://www.akiota.jp/	建設課	0826-28-1962



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受け付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
北広島町	新規定住者住宅建築費等補助制度(新規定住化促進対策事業)	北広島町へ定住することを目的に、住宅の「新築」「増改築」又は「購入」する場合条件を満たせば費用の一部を地域通貨「ユート」で助成します。	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/kikakuka/assist-teijuu.html	企画課 定住推進係	050-5812-1856
北広島町	小型合併処理浄化槽(設置・維持管理費)補助金	下水道・農業集排水区域以外で、小型合併処理浄化槽の設置・維持管理費を補助する。10人槽～5人槽の設置において、限度額8万8千円～5万5千4千円(予算の範囲において)	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/jyoyugesuidouka/jyoukasou.html	上下水道課 管理係	050-5812-1861
北広島町	生活用水取水施設整備補助金	水道が整備されていない地域において、生活用水を確保するため、井戸等を設置する者に対し、補助金を交付する。補助対象経費の2分の1(限度額60万円)	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/jyoyugesuidouka/josuido.html	上下水道課 管理係	050-5812-1861
北広島町	木造住宅耐震診断補助	町内に存する木造の住宅であって、昭和56年6月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅であり、住宅に居住の実態があり、地階を除く階数が2以下であり、以前に同一の事業による補助金を受けていない住宅が対象となる。北広島町の木造住宅耐震診断補助を受けることができるのは、北広島町木造住宅耐震診断設計有資格者を受けた建築士による耐震診断のみとなる。	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/kensetsuka/taishinshindanhojyo.html	建設課 都市計画係	050-5812-1860
北広島町	北広島町Uターン者住宅整備促進補助金	Uターン時に住宅の建築・購入・増改築を予定されている方が町有住宅に入居され、入居から3年以内に住宅整備を完了される場合に家賃支払額3年分を上限に補助金を交付する。補助金の申請要件は、年齢が50歳以下の方、従来北広島町の住民基本台帳に登録のあった方で、5年以上町外に転出し、再び北広島町の住民基本台帳に登録した方(25歳以下の方又は、勉学のため転出していた方は転出期間を1年以上とする。)、Uターン時の転入の届出をして1年以内の方、町有住宅の入居決定日より6か月以内の方、入居決定日から3年以内に住宅の整備を完了される方	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/kikakuka/teijuu_soudan.html	企画課 定住推進係	050-5812-1856
大崎上島町	大崎上島町危険建物除却促進授業	町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路への危険防止のために、除却費用を助成する制度。当町が危険建物と認定した建物の除却費用に対し、最大30万円の補助を行う。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町新築・改築助成金交付事業	地域経済の活性化及び町民の住環境の向上のために、地元業者を利用して自己が居住する住宅の新築・改築の工事をする方に助成金を交付する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽設置者に対し、補助金を交付する。		福祉課	0846-62-0303
大崎上島町	木造住宅耐震診断補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震診断を行う者に対し、診断に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震改修を行う者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町空き家活用助成金交付事業	入居予定が確定している町内に存する空き家を改修しようとする所有者及び入居予定者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町空き家活用奨励金交付事業	「大崎上島町空き家活用助成金交付事業」により空き家を改修した所有者に対し、奨励金として10万円を支給する。		建設課	0846-65-3124
世羅町	木造住宅耐震診断費補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高2万円の助成	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	木造住宅耐震改修工事費補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震改修工事に係る費用の1/3かつ最高30万円の助成	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	住宅リフォーム補助事業	リフォーム工事を行う者に対して工事費の1割を補助する。三世帯同居世帯は上限50万円 一世代及び二世帯同居については上限30万円	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	定住促進空き家活用事業補助金	世羅町空き家バンクに物件登録した所有者と利用登録者間で契約が成立した物件に対して、30万円を上限に家財処分・家屋改修費等を助成。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	企画課	0847-22-3206
世羅町	新規定住者奨励金	新規定住者が住宅を新築又は新築住宅を購入した場合に、家屋に係る固定資産税相当額を課税が始まった年度から5年間助成。新規定住者には条件あり。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	企画課	0847-22-3206
世羅町	浄化槽設置整備事業補助制度	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	環境整備課	0847-22-4513



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(平成30年4月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は平成30年4月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付けを終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
世羅町	再生可能エネルギー設備設置費補助事業	太陽光発電設備、太陽熱利用装置、又は木質バイオマス燃焼機器を設置する者に対し、設備購入及び設置費用の一部を助成する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	環境整備課	0847-22-4513
世羅町	飲料水施設整備補助金	上水道給水区域外において、自ら居住する住宅への飲料水の供給のためにホーリング又は堀井戸を施工する者に対し、補助金を交付する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	環境整備課	0847-22-4513
神石高原町	浄化槽設置補助制度	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。	http://www.jinsekigun.jp/	環境衛生課	0847-89-3336
神石高原町	住宅建築事業費補助金交付事業	町内に住宅を新築し居住する場合、最高100万円を助成する。	http://www.jinsekigun.jp/	まちづくり推進課	0847-89-3332
神石高原町	ペレットストーブ等購入補助事業	ペレットストーブや薪ストーブ設置者に対し設備購入設置費用を助成する。	http://www.jinsekigun.jp/	環境衛生課	0847-89-3336
神石高原町	空き家及び住宅改修補助金交付事業	空き家バンク登録物件を購入したIU(移住)者、自宅を改修するUターン者、新居定住者などが、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2(上限50万円まで)を補助する。	http://www.jinsekigun.jp/	まちづくり推進課	0847-89-3332
神石高原町	町有林樹木無償譲渡事業	町内に住宅を新築し居住する場合、町有林の樹木を提供する。	http://www.jinsekigun.jp/	総務課	0847-89-3330
神石高原町	子育て応援住宅等取得支援事業補助金	子育て世帯・新婚世帯・新規転入者が、町内に新たに住宅を取得(新築・購入)する場合、最高150万円を予算の範囲内で助成する。	http://www.jinsekigun.jp/	まちづくり推進課	0847-89-3332
神石高原町	木造住宅耐震診断費補助	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高4万円の助成	http://www.jinsekigun.jp/	建設課	0847-89-3338
神石高原町	空家解体撤去事業補助金	空き家の解体を支援するため、解体撤去費用に対して最高50万円を補助する。	http://www.jinsekigun.jp/	建設課	0847-89-3338